

(第1回最終変更) 契約変更の内容

契約変更年月日	令和 6年 4月 22日
契約業者名	阪神高速技研(株)
契約業者の住所	大阪府大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル23階
業務の名称	積算基準改正及びその他資料作成業務(施設-2023)
業務場所	阪神高速道路株式会社が指定する場所
業務種別	(その他)
業務概要	積算基準・単価等改定工事の設計・積算・施工点検に係る資料作成等(当初) ・積算基準の改正に伴い変更となる共通費計算機能の改修【追加】 ・(高速道路設備、営繕)の実施回数などの数量精査により数量の変更をするもの。【変更】
業務期間(自)	令和 5年 4月 1日
業務期間(至)	令和 6年 4月 30日
契約金額	60,379,000 円
変更金額	4,576,000 円 増
変更後の契約金額	64,955,000 円
変更理由	別紙のとおり

※金額は、税込みである。

変更契約理由書

積算基準改正及びその他資料作成業務（施設－2023） 第1回変更

1. 以下の変更を行う

R I B C 2（独自印刷システム）の改良検討及び機能改良

- ・積算基準の改正に伴い変更となる共通費計算機能の改修【追加】

2. 数量精査によるもの

積算基準改正における作業量、積算システムの保守管理（高速道路設備、営繕）の実施回数などの数量精査により数量の変更をするもの【変更】